

## カジノ管理委員会第2回会議の開催状況

### 第1 日時、場所及び出席者

#### 1 日時

令和2年1月23日 14時00分～14時45分

#### 2 場所

カジノ管理委員会 12階大会議室

#### 3 出席者

○北村委員長、氏兼委員、渡委員、遠藤委員、樋口委員

○徳永事務局長、並木次長、徳田総務企画部長、堀監督調査部長、自見監察官（議事担当課）、日野企画課長（議事担当課）、観光庁高橋参事官（2（1）の関係行政機関）

### 第2 要旨

#### 1 議決事項

##### （1）カジノ管理委員会監察業務規程(案)について

次長より、「カジノ管理委員会監察業務規程(案)」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

その際、氏兼委員より、「業務監査について、委員会の関与は、実施計画の承認及び監査結果の報告という理解でよいか。また、委員会として監査結果に意見がある場合は別のプロセスが始まるという理解でよいか」との質問があり、次長より、「そのとおりであり、委員会から指摘等があればそれを受けて対応することになる」旨の説明があった。また、同委員より、「第8条第1項の改善策等という文言の主体を明確にした方がよいのではないか」との意見があり、事務局長より、「この改善策等は、第7条第1項に基づき監察官から求められた結果として被監査部門でとられた措置であり、それが監察官から委員会に報告されるという仕組みである」旨の説明があった。

樋口委員より、「監察は委員長権限に基づくものと考えているが、その上で、監察官がどのように職務を遂行するかという限りにおいて委員会としても関心を持つべきということから訓令で定めるという理解でよいか」との質問があり、次長より、「そのとおりであり、業務のやり方については委員会の訓令としたい」旨の説明があった。

委員長より、「改善策等について、委員長名で通知する場合もあるという理解でよいか」との質問があり、次長より、「任命権は委員長にあるため、各委員からの意見を踏まえた上で、最終的な処理は委員長権限で行っていただくことを考えている」旨の説明があった。

##### （2）カジノ管理委員会人事評価実施規程(案)について

総務企画部長より、「カジノ管理委員会人事評価実施規程(案)」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

その際、樋口委員より、「委員長権限に属するものを委員会訓令で定める理由は何か、確認したい」との質問があり、事務局長より、「職員が遵守すべき重要な規範は、他の委員会の例も踏まえ、内閣府設置法に基づいて委員会訓令で制定したい」旨の説明があった。

## 2 その他の案件

### (1) 特定複合観光施設区域整備法第5条第3項の規定に基づく「特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針(案)」について

特定複合観光施設区域整備法第5条第3項の規定に基づく「特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針(案)」について審議が行われ、審議の結果、国土交通省に対して以下の指摘をした。

- ・ I R事業者のコンプライアンスの確保
- ・ 国や地方自治体の職員と I R事業者との接触ルールの必要性
- ・ 都道府県等によるギャンブル等依存症対策の充実
- ・ I R区域・ I R施設の安全の確保

以上